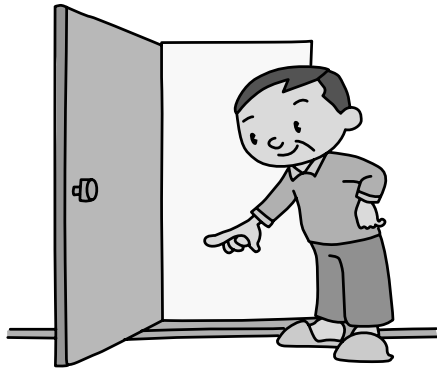


平成18年4月から

# 介護保険料が変わります

介護保険の保険料は、町の介護保険事業計画（下記参照）に基づき決められています。平成18年4月より新たな事業計画が実施されることにより、介護保険料が改定されました。改定された理由は、高齢者の増加、要介護認定者の増加、介護サービス利用者の増加にあります。



介護保険は、公費と40歳以上のみなさんに納めていただく保険料が財源となっています。誰もが安心してサービスを利用できるように、被保険者自身が相互に支え合うという考え方で成り立っています。

	公費			保険料	
施設等給付費	国負担割合 20%	茨城県負担割合 17.5%	五霞町負担割合 12.5%	40～64歳負担割合 31%	65歳以上負担割合 19%
居宅給付費	国負担割合 25%	茨城県負担割合 12.5%	五霞町負担割合 12.5%	40～64歳負担割合 31%	65歳以上負担割合 19%

## 65歳以上の介護保険料

65歳以上の保険料は所得に応じて決められます。3,200円となります。

段階別	対象者	費用負担割合	保険料(月額)	保険料(年額)
第1段階	・生活保護受給者 ・老年福祉年金受給者であって世帯全員が町民税非課税の場合等	基準額×0.5	1,600円	19,200円
第2段階	・世帯全員が町民税非課税 ・合計所得額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	1,600円	19,200円
第3段階	・世帯全員が町民税非課税 ・第2段階対象以外	基準額×0.75	2,400円	28,800円
第4段階	・本人が町民税非課税	基準額×1.0	3,200円	38,400円
第5段階	・本人が町民税課税 ・合計所得金額が200万円未満	基準額×1.25	4,000円	48,000円
第6段階	・本人が町民税課税 ・合計所得金額が200万円以上	基準額×1.5	4,800円	57,600円

※低所得の人に対して負担能力を配慮した保険料設定にするため新第2段階を設け、6段階の保険料率となります。  
 ※平成17年度の税制改正により、町民税非課税から課税対象者となり、保険料の段階も上昇する場合があります。第4段階又は第5段階となった方については、急激な負担の軽減を図るために平成19年度まで激変緩和措置を講じます。

○お問い合わせ  
 福祉課 ☎(84)1111  
 (内線238)

●要介護認定者数の推移 単位：人

	H17年度	H20年度
要支援	18	要支援1 15 要支援2 42
要介護1	55	32
要介護2	57	53
要介護3	35	46
要介護4	34	47
要介護5	24	43
合計	223	283

●高齢人口と高齢化率の推移

	H17年度	H20年度
高齢者人口(65歳以上)	1,854	2,023
高齢化率	18.4%	20.6%

●サービス利用者数の推移 単位：人

	H17年度	H20年度
居宅サービス受給者数	137	162
施設利用者数	53	61
グループホーム・ケアハウス等利用者数	4	11

五霞町介護保険事業計画  
 町の介護保険事業計画（第3期計画）は介護サービスや新たに始まる地域支援事業・地域密着型サービス等の見込み量や、サービスを確保する方法についてたてられた計画です。（平成20年度は見込み）